

住民税・市民税の納税通知書を発送します

平成22年度の住民税(市・市民税)納税通知書を、6月10日(木)に発送します。

なお、住民税を特別徴収(給与からの引き落とし)で納めていたかたは、納税通知書と併せて5月14日に皆さんの勤務先へ送付しています。

平成22年度 課税・非課税証明書の発行を開始します

6月10日(木)から、平成22年度の課税・非課税証明書の発行を開始します。

同証明書を申請される際には、運転免許証や保険証等の本人確認書類の提示が必要です。また、本人又は同居している家族以外のかたが申請する場合には、本人の委任状等の提出もあわせて必要になります。

都民住宅(東京都施行型)入居者募集

住宅種別と募集戸数(家族向け・おき家)
○抽選方式 68戸
○募集地区 都全域
★入居資格等詳細は、募集案内をご覧ください。

募集案内・申込書
配布期間 6月1日(火)～10日(木)
※閉庁日・休館日を除く

配布場所
○本庁舎1階案内カウンタ

公的年金からの住民税(市・市民税)の引き落としを開始しました

平成21年10月から、65歳以上の公的年金所得に係る住民税(市・市民税)の徴収方法が変わり、公的年金からの引き落としが開始されました。

平成22年度の住民税のうち半分については、平成22年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただき、10月支給分以後、偶数月に年金から引き落としとなります。

公的年金からの引き落とし方法の概略
引き落とし1年目
徴収方法: 普通徴収(個人納付) / 公的年金からの特別徴収(引き落とし)
時期: 6月, 8月, 10月, 12月, 2月
税額: 年税額の4分の1, 年税額の6分の1, 年税額の6分の1, 年税額の6分の1, 年税額の6分の1

引き落とし2年目
徴収方法: 公的年金からの特別徴収(引き落とし)
時期: 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月
税額: 前年度の2月と同額, 前年度の2月と同額, 前年度の2月と同額, 年税額の残りの3分の1, 年税額の残りの3分の1, 年税額の残りの3分の1

公的年金以外の所得があったかたは、公的年金以外の所得にかかるとして住民税を普通徴収で納めていただきます。

平成21年から引き落としが開始された(引き落とし2年目のかた)

平成22年度の住民税(市・市民税)額は、平成22年4・6・8月に仮徴収として引き落としした額を1年間の住民税額から差し引き、その差し引いた額の3分の1ずつを10・12・2月に引き落としします。

平成21年から引き落としが開始された(引き落とし2年目のかた)

平成22年度の住民税(市・市民税)額は、平成22年4・6・8月に仮徴収として引き落としした額を1年間の住民税額から差し引き、その差し引いた額の3分の1ずつを10・12・2月に引き落としします。

土地・家屋調査にご協力ください

市では、平成23年度の固定資産税・都市計画税を賦課するための土地・家屋調査を実施しています。

土地の調査は、現況地目の調査で、その利用状況等を調査します。

平成22年度の市職員募集

募集職種: 保健師
募集人数: 若干名
応募資格: 昭和50年4月2日以降に生まれたかた

募集案内配布: 6月1日(火)～15日(火)までの間

採用予定日: 9月1日(水)

認定保育所新規開設事業者を募集します

市では、平成23年3月1日から開所を予定している「認定保育所」について、同施設の新設を行う事業者を募集します。

募集する認定保育所の種別
認定保育所A型IIか所
定員30名、対象0～5歳児

募集期間: 6月1日(火)～11日(金)

配布場所: 子ども育成課(いきいきプラザ1階)

応募の受付: 6月14日(月)～30日(水)

時間: 午前9時～午後5時

場所: 子ども育成課(いきいきプラザ1階)

募集要項: 都内において認可及び認定保育所を運営している事業者(法人に限る)

募集要項: 募集要項を(ご覧ください)

勤務場所: 市役所市立小・中学校ほか

新地方公会計制度の財務書類(普通会計)を作成しました

市では、今年度から新地方公会計制度を導入しました。

新地方公会計制度の財務書類(普通会計)は次の方法・場所でご覧になれます

市役所1階の「市政情報」コーナー(本庁舎1階)

お問い合わせ: 経営政策部財政課

道路は広く安全に 適正な管理を

樹木の枝が歩道や車道にはみ出し、通行の妨げになっている場合があります。

道路沿いにお住まいのかたや土地を所有するかたは、責任をもって樹木を管理し、快適な通行空間を確保するよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせ: 都市環境部道路課

シリーズII 自治基本条例について①

策定手続条例ができました

東村山市長の渡部尚です。一昨年、私たちのまち東村山の自治をどのように進めていくのかを定める「自治基本条例」について市報に5回の連載をいたしました。

その最終回で「私は、自治基本条例の策定開始にあたり、まずはその手続について、市民の皆さんとご一緒にお約束したうえで始めたいと考えております。

そのためには、策定への手続については、私の考えを明らかにし、市民の皆様と一緒にお話し合いをしたいと思います。

この条例は、5条からなる簡素なものであります

緊急雇用対策事業 臨時職員募集

募集人数: 8名

勤務期間: おおむね7月1日～10月29日(金)

勤務内容: 学校図書館の環境整備等

お問い合わせ: 教育部学務課

6月1日(火)～9月30日(木)の期間中は、地球温暖化防止のため、庁舎等の室内冷房温度を28度に設定し、